

平成 25 年 3 月 12 日

京都府亀岡市のアユモドキ等生息地における専用球技場建設に関する緊急要請

京都府知事 山田 啓二 殿

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎敬二

京都府中部に位置する丹波高地に発した桂川は、南丹市を潤し、亀岡市を縦断したのち、急流となって保津峡を流れ下り、京都盆地に出て、やがて淀川に至る。この川は、風光明媚な数々の名勝をその流域に従えているばかりでなく、亀岡盆地で大きな氾濫原を形成し、特異な氾濫原湿地生態系をそこに作り出した。この湿地生態系の多くは現在水田として利用され、今日の日本列島では稀になってしまった、低湿地特有の河川敷植生や水田を中心とした多様な水域環境が残されている。この氾濫原には、サイカチ、カワラハハコ、フジバカマなどの植物を交えるヤナギ林や河原植生が発達し、水田とそれに続く水路には、ナゴヤダルマガエル、アユモドキ、チュウガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、メダカ、ニセマツカサガイ、オバエボシガイ、カタハガイ、マメタニシ、ヒメマルマメタニシ、グンバイトンボ、キイロサナエ、タガメ、ヒメミズカマキリ、コオイムシ、キンイロネクイハムシ、ツヤネクイハムシ、コオナガミズスマシなど、京都府レッドデータブックに掲載されている絶滅寸前種や絶滅危惧種が多数生息する。このように亀岡盆地の氾濫原湿地生態系は、京都府が全国に誇るべき自然であると言える。

なかでもアユモドキは、国の天然記念物に指定され、環境省が 2007 年に取りまとめたレッドリストでも 1999 年以来「ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い」種とされる絶滅危惧 IA 類に位置づけられているドジョウ科の日本固有種である。現在、地球上に残された生息地は、岡山県の 2 カ所とこの亀岡盆地のみであり、桂川に沿った水田地帯が近畿地方では最後の繁殖・生息地となっている。このため、本種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による保全対象種「国内希少野生動植物種」に指定されており、絶滅危惧種の中でも特別に高い優先度で保全すべき種とされている。

また、アユモドキは、京都府が定めた「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」により、2008 年 4 月に「指定希少野生生物」にも指定されており、この条例により、本種に対して「アユモドキ保全回復事業計画」が策定されている。さらに、京都府は、1991 年から 1995 年に「京都の自然 200 選」を選定し、そのなかに桂川に沿った水田地帯が「アユモドキの生息する灌漑用水路（亀岡市）」という名称で含まれている。このように京都府は、アユモドキを保全上の重要度が最も高い種の一つとして、その生息地を将来に引き継ぐべき大切な自然として、評価してきた経緯がある。

ところが京都府は、昨年末（平成 24 年 12 月）に、この亀岡市の水田地帯に専用球技場（大規模スポーツ施設）を建設することを発表した。今回計画されている 12.8 ha に及ぶ専用球技場は、まさにこの近畿地方唯一のアユモドキの繁殖・初期成育場所に建設されるものであり、この計画がそのまま実施されれば、この地域のアユモドキの存続にとって不可欠な環境である河川・農業用水路・水田からなる水系ネットワークの大部分が著しく損なわれることが予想される。

亀岡市は、球技場誘致の過程で、施設建設予定地の下流側に 3.6 ha の「環境共生ゾーン」を設

置し、アユモドキなどの野生生物との共生を図ることを公表している。しかし、もとの氾濫原環境の代わりに水田周辺域を広く繁殖と仔稚魚の成育に利用し、かつ、成魚の越冬場所には湧水の間隙水域が必要と考えられているアユモドキの生態を考慮するならば、大幅に縮小されたそのような代償区域で本種の永続的な保全が可能であるとはどうも思えない。また、アユモドキの成育のための中核的環境のすぐ上流側で実施されることになる球技場と駐車場の造成工事そのものが本種の生息を脅かし、さらに、建設後に残された生息域も、設置施設によって上流側と下流側に分断されるため、アユモドキにとっての生息条件が大きく悪化すると予想される。

「京都の自然200選」に選定されている「アユモドキの生息する灌漑水路(八木町)」では、1980年代後半に本種の生息が確認され、予備調査が行なわれ、一定の配慮がなされながらも実施された圃場整備事業によって絶滅してしまったという前例がある。これはアユモドキが環境改変に対してきわめて敏感な生物であることの証左であり、京都府と亀岡市は、これを教訓とすることなく同じ失敗を繰り返すとすれば、アユモドキの近畿地区からの完全絶滅を意味し、決して容認されることではない。アユモドキの絶滅を招く可能性が高い本計画は、日本の生物多様性国家戦略や、生物多様性基本法にも抵触するものである。アユモドキの生息に代表されるこの氾濫原湿地生態系を将来にわたり保全し、活用していくためには、科学的な環境アセスメントを綿密に行い、関係する国、京都府、亀岡市の行政、地域関係者、市民、専門家が、十分に議論することが不可欠である。このようなプロセスを経る事で初めて、今回の建設計画が賢明で持続可能な土地・環境利用の方策を立てながら実施できるかどうかを判断することが可能となる。

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会は、代償策の内容とその実効性に対する科学的な調査検討が一切行われぬまま建設が決定された経緯を深く憂慮し、当地におけるかけがえのない自然環境の将来的な保全に強い懸念をもつものである。よって、一旦、専用球技場建設計画を白紙に戻し、アユモドキ等希少水生生物の保全を目的とした科学的調査を行い、その結果を踏まえた上で、当地における専用球技場の建設の妥当性について、合理的な判断が行われることを強く要望する。

(本要請に関する問い合わせ先)

〒631-8502 奈良市山陵町1500

奈良大学 教養部

教授 岩崎 敬二

Tel: 0742-41-9591

Fax: 0742-41-0650

E-mail: iwasaki@daibutsu.nara-u.ac.jp

平成 25 年 3 月 12 日

京都府亀岡市のアユモドキ等生息地における専用球技場建設に関する緊急要請

亀岡市長 栗山 正隆 殿

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎敬二

京都府中部に位置する丹波高地に発した桂川は、南丹市を潤し、亀岡市を縦断したのち、急流となって保津峡を流れ下り、京都盆地に出て、やがて淀川に至る。この川は、風光明媚な数々の名勝をその流域に従えているばかりでなく、亀岡盆地で大きな氾濫原を形成し、特異な氾濫原湿地生態系をそこに作り出した。この湿地生態系の多くは現在水田として利用され、今日の日本列島では稀になってしまった、低湿地特有の河川敷植生や水田を中心とした多様な水域環境が残されている。この氾濫原には、サイカチ、カワラハハコ、フジバカマなどの植物を交えるヤナギ林や河原植生が発達し、水田とそれに続く水路には、ナゴヤダルマガエル、アユモドキ、チュウガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、メダカ、ニセマツカサガイ、オバエボシガイ、カタハガイ、マメタニシ、ヒメマルマメタニシ、グンバイトンボ、キイロサナエ、タガメ、ヒメミズカマキリ、コオイムシ、キンイロネクイハムシ、ツヤネクイハムシ、コオナガミズスマシなど、京都府レッドデータブックに掲載されている絶滅寸前種や絶滅危惧種が多数生息する。このように亀岡盆地の氾濫原湿地生態系は、京都府が全国に誇るべき自然であると言える。

なかでもアユモドキは、国の天然記念物に指定され、環境省が 2007 年に取りまとめたレッドリストでも 1999 年以来「ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い」種とされる絶滅危惧 IA 類に位置づけられているドジョウ科の日本固有種である。現在、地球上に残された生息地は、岡山県の 2 カ所とこの亀岡盆地のみであり、桂川に沿った水田地帯が近畿地方では最後の繁殖・生息地となっている。このため、本種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による保全対象種「国内希少野生動植物種」に指定されており、絶滅危惧種の中でも特別に高い優先度で保全すべき種とされている。

また、アユモドキは、京都府が定めた「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」により、2008 年 4 月に「指定希少野生生物」にも指定されており、この条例により、本種に対して「アユモドキ保全回復事業計画」が策定されている。さらに、京都府は、1991 年から 1995 年に「京都の自然 200 選」を選定し、そのなかに桂川に沿った水田地帯が「アユモドキの生息する灌漑用水路（亀岡市）」という名称で含まれている。このように京都府は、アユモドキを保全上の重要度が最も高い種の一つとして、その生息地を将来に引き継ぐべき大切な自然として、評価してきた経緯がある。

ところが京都府は、昨年末（平成 24 年 12 月）に、この亀岡市の水田地帯に専用球技場（大規模スポーツ施設）を建設することを発表した。今回計画されている 12.8 ha に及ぶ専用球技場は、まさにこの近畿地方唯一のアユモドキの繁殖・初期成育場所に建設されるものであり、この計画がそのまま実施されれば、この地域のアユモドキの存続にとって不可欠な環境である河川・農業用水路・水田からなる水系ネットワークの大部分が著しく損なわれることが予想される。

亀岡市は、球技場誘致の過程で、施設建設予定地の下流側に 3.6 ha の「環境共生ゾーン」を設

置し、アユモドキなどの野生生物との共生を図ることを公表している。しかし、もとの氾濫原環境の代わりに水田周辺域を広く繁殖と仔稚魚の成育に利用し、かつ、成魚の越冬場所には湧水の間隙水域が必要と考えられているアユモドキの生態を考慮するならば、大幅に縮小されたそのような代償区域で本種の永続的な保全が可能であるとはどうも思えない。また、アユモドキの成育のための中核的環境のすぐ上流側で実施されることになる球技場と駐車場の造成工事そのものが本種の生息を脅かし、さらに、建設後に残された生息域も、設置施設によって上流側と下流側に分断されるため、アユモドキにとっての生息条件が大きく悪化すると予想される。

「京都の自然200選」に選定されている「アユモドキの生息する灌漑水路(八木町)」では、1980年代後半に本種の生息が確認され、予備調査が行なわれ、一定の配慮がなされながらも実施された圃場整備事業によって絶滅してしまったという前例がある。これはアユモドキが環境改変に対してきわめて敏感な生物であることの証左であり、京都府と亀岡市は、これを教訓とすることなく同じ失敗を繰り返すとすれば、アユモドキの近畿地区からの完全絶滅を意味し、決して容認されることではない。アユモドキの絶滅を招く可能性が高い本計画は、日本の生物多様性国家戦略や、生物多様性基本法にも抵触するものである。アユモドキの生息に代表されるこの氾濫原湿地生態系を将来にわたり保全し、活用していくためには、科学的な環境アセスメントを綿密に行い、関係する国、京都府、亀岡市の行政、地域関係者、市民、専門家が、十分に議論することが不可欠である。このようなプロセスを経る事で初めて、今回の建設計画が賢明で持続可能な土地・環境利用の方策を立てながら実施できるかどうかを判断することが可能となる。

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会は、代償策の内容とその実効性に対する科学的な調査検討が一切行われぬまま建設が決定された経緯を深く憂慮し、当地におけるかけがえのない自然環境の将来的な保全に強い懸念をもつものである。よって、一旦、専用球技場建設計画を白紙に戻し、アユモドキ等希少水生生物の保全を目的とした科学的調査を行い、その結果を踏まえた上で、当地における専用球技場の建設の妥当性について、合理的な判断が行われることを強く要望する。

(本要請に関する問い合わせ先)

〒631-8502 奈良市山陵町1500

奈良大学 教養部

教授 岩崎 敬二

Tel: 0742-41-9591

Fax: 0742-41-0650

E-mail: iwasaki@daibutsu.nara-u.ac.jp